

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の株式会社Aにおける労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、18年4月1日であると認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和17年6月から18年3月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人のQ社における資格取得日は昭和20年1月24日、資格喪失日は21年4月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年1月から20年3月までの標準報酬月額を85円、20年4月から21年3月までを160円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和20年1月24日から21年3月31日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から18年11月1日まで
② 昭和18年11月1日から21年4月1日まで

株式会社Aにおいて昭和17年4月27日に労働者年金保険の資格を取得しているが、喪失日の記載が無い被保険者台帳がある。勤務していたころ「肺せん結核」と診断され、B市の診療所に入所した。

株式会社Aを退社し、C区のD株式会社の訓練所に入り、その後「E丸」に乗船した。

申立期間を、労働者年金保険、船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が昭和17年4月27日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得していることが確認でき、労働者年金保険法は同年6月1日から施行されたことから、申立人は同年6月1日に同社において労働者年金保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

また、申立期間当時の株式会社Aの同僚は、「申立人は昭和17年4月に当社に入社し、1年以上勤務していた。翌年に療養所に入所した。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和18年4月の当該事業所における健康診断において結核であることが判明し、F県G郡H村（現B市I）の「J療養所」に入所したことを鮮明に記憶しており、その内容は具体的である上、上記の元同僚は「健康診断は毎年4月か5月にあった」と供述していることから、同年3月までは当該事業所に勤務していたとすることが妥当である。

一方、申立期間当時、K市L区の事業所はM保険出張所の管轄であり、当該出張所は、戦災により廃所になったとする資料が確認できる上、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄に、昭和20年3月14日の戦災により関係書類が焼失したとの記載がある。このことから、現存する被保険者名簿は、復元されたものであることが確認できるが、被保険者が判明しない場合は、後日追記を要する旨記載されていることから、完全に復元されたものではないと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を為し得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれかにあるかの特定を行なわせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が昭和18年3月までは継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行なった後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立ての事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は18年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおけ

る昭和 17 年 4 月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30 円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当な欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

次に、申立期間②については、申立人は、「E丸に乗船していた。」と主張しているところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が昭和 20 年 1 月 24 日に船舶所有者「N」（後に、D株式会社）が所有するO丸において被保険者資格を取得し、喪失日の記載が無いが、その後 21 年 4 月 1 日に資格を取得し、6 月 30 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、「戦時海運管理令」並びに「船舶運営会史」から、申立期間当時の機帆船は国家使用とされており、O丸は運輸通信省（当時）の資料から*屯の機帆船であることが確認できることから、O丸は船舶運営会に管理されていた船舶であることが確認できる。また、申立人が記憶している同僚の船員保険被保険者台帳において、申立期間における被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立人が当該期間においても引き続き、O丸に乗船していたものと認められ、社会保険事務所における年金記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のQ社における資格取得日は昭和 20 年 1 月 24 日、資格喪失日は 21 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 20 年 1 月から 20 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人の船舶運営会における昭和 20 年 1 月の船員保険被保険者台帳の記録から、85 円、20 年 4 月から 21 年 3 月までは、160 円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、O丸は昭和 20 年 1 月 24 日から 21 年 3 月 31 日までの期間について、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、当該期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和 17 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、労働者年金保険法の施行前であることから、当該期間について、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和 18 年 4 月 1 日から 18 年 11 月 1 日までの期間について、株式会社Aの承継事業所であるP株式会社の事業主に照会

したところ「当時の会社は、太平洋戦争の空襲により、全焼し解散した。全焼により書類も焼失しているため、社会保険関係等の確認は不可能である。」と回答していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することはできない。

さらに、株式会社Aの元同僚は、「申立人の退職日について不明。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態についての供述を得ることができない。

申立期間②のうち、昭和18年11月1日から20年1月24日までの期間については、申立人は、「D株式会社の訓練所に入り、その後「E丸」に乗船した。」と主張しているが、D株式会社及び特殊法人船舶運営会は解散しているため、申立人の勤務状況について確認することができない。

また、申立人が乗船したと主張している「E丸」は、申立人の船員保険被保険者台帳の船舶所有者から「O丸」とみられるが、同船の船員保険被保険者名簿は確認することができないことから、同僚から申立人の勤務について供述を得ることができない上、申立人が一緒に乗船していたと記憶する同僚の遺族からは、「O丸」についての供述等は得ることはできなかったものの、申立人の勤務期間についての供述は得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和18年4月1日から同年11月1日までの期間、及び申立期間②のうち、同年11月1日から20年1月24日までの期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社（現在は、株式会社D）B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月1日であったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月及び同年11月の標準報酬月額については、70円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人のA株式会社F支店C工場における資格取得日は昭和22年2月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から同年12月1日まで
② 昭和22年2月1日から同年2月21日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、①A株式会社B支店で勤務していた期間のうち、昭和19年10月1日から同年12月1日までの期間及び②同社C工場で勤務していた期間のうち、22年2月1日から同年同月21日までの期間について加入記録が無いことが分かった。

申立期間①については、19年10月1日の資格取得日は確認できたが、資格喪失日が確認できないため、年金事務所では資格喪失日の認定はできない旨の回答であったことから、第三者委員会での調査、判断を求めたい。

申立期間②については、A株式会社に入社して以来、転勤・出向によ

る異動はあっても、退職した事実無く、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人はA株式会社B支店において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得している記載はあるものの、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

なお、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たるため、当該期間は、制度上の保険給付の計算の基礎とならない期間である。

また、株式会社Dが保管している申立人に係る人事台帳により、申立人が同社に昭和12年4月1日から19年11月30日まで継続して勤務していたことが認められることから、申立人の資格喪失日は同年12月1日であると推認され、社会保険事務所における年金記録管理が適切ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和19年6月1日に申立人が厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における被保険者資格取得日は、厚生年金保険法が施行された同年10月1日とすることが妥当であり、かつ、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日は同年12月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間①における標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録から、70円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記人事台帳から申立人は継続してA株式会社に勤務（同社E本社から同社F支店に異動）していることが認められる。

なお、異動日については、当該人事台帳において、昭和21年3月6日に「本社G工場H課」の次に同年2月1日付けで「F支店」と記載されているが、申立人の妻は、F県に転勤した後、しばらくC区の社宅に居た旨の供述をし、A株式会社F支店C工場に異動後1か月後に同社E本社に異動した記憶が無いこと、及び、同社E本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、21年7月の月額変更記録が記載されていることから、

21年2月1日の同社F支店C工場への異動は22年2月1日の記録誤りであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社F支店C工場における資格取得日は、昭和22年2月1日と認められる。

京都厚生年金 事案 2409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

平成 19 年 7 月に株式会社 A で賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録にはその記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた株式会社 A における給与明細書から、申立人は、申立期間において同事業所で賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB出張所における資格喪失日、及び同社C出張所における資格取得日に係る記録を昭和24年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのD支店における資格取得日に係る記録を昭和24年12月20日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月30日から24年10月10日まで
② 昭和24年12月20日から25年3月1日まで

(亡父)Eは(株)Aに昭和11年5月に入社以来、土木技術者として昭和47年8月23日に退職するまでの36年間、継続して勤務した。申立した期間①と②の厚生年金保険の記録がないので調査して、記録を訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び株式会社Aから提出された「在職証明書」、「人事記録台帳」から、申立人が同社に継続して勤務し(同社B出張所から同社C出張所へ異動)、申立期間①に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、株式会社Aは、「転勤時の厚生年金保険資格届等手続については、前任地の資格喪失日と新任地の資格取得日は同日として、各作業所で事務手続を行っていた。」と回答しており、また、同社C出張所の前任地である同社B出張所の現場で一緒に働いた同僚が、「申立人のB出張所における勤務期間は昭和23年11月1日から24年9月30日までである。」と供述していることから、昭和24年10月1日にB出張所からC出張所に異動したと認められ、同社B出張所における資格喪失日及び同社C出張所における資格取得日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB出張所における昭和24年8月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和24年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、雇用保険の加入記録及び株式会社Aから提出された「在職証明書」、「人事記録台帳」から、申立人が同社に継続して勤務し（同社C出張所から同社D支店へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の異動日については、株式会社Aの人事記録台帳から申立人は、昭和24年12月20日からE作業所で主務者として勤務していることが確認でき、また同社は、「E作業所はD支店管轄であり、適用事業所はD支店であった。」と回答していることから、株式会社AのD支店の資格取得日を同年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのD支店における昭和25年3月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を46万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から、申立人は、申立期間において46万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与の訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成10年11月から12年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円、13年1月から14年3月までは36万円、同年4月から19年3月までは38万円、同年4月から20年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は50万9,000円、16年8月31日は25万4,000円、同年12月27日は25万円、17年8月31日は25万8,000円、同年12月27日は25万4,000円、18年12月27日は51万1,000円、19年12月27日は52万1,000円及び20年8月31日は25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日

- ⑥ 平成 17 年 12 月 27 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 27 日
- ⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成11年1月から12年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年1月から12年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、11年1月から12年3月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円、14年1月から同年3月までは36万円、同年4月から19年3月までは38万円、同年4月から20年8月までは41万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成12年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料控除額により、38万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成10年11月及び同年12月並びに13年1月から同年12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、10年11月及び同年12月については、上記11年分の「所得税源泉徴収簿」に

において推認できる保険料控除額から判断すると、38万円と訂正することが妥当である。また、13年1月から同年12月までの期間については、12年分及び14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は50万9,000円、申立期間③は25万4,000円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は25万8,000円、申立期間⑥は25万4,000円、申立期間⑦は51万1,000円、申立期間⑧は52万1,000円及び申立期間⑨は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成10年11月から15年3月までは41万円、同年4月から20年8月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は50万9,000円、16年8月31日は25万4,000円、同年12月27日は25万円、17年8月31日は25万8,000円、同年12月27日は25万4,000円、18年12月27日は51万1,000円、19年12月27日は52万1,000円及び20年8月31日は25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日
⑥ 平成17年12月27日

- ⑦ 平成 18 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 27 日
- ⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成11年1月から12年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成11年1月から12年12月までは41万円、14年1月から15年3月までは41万円に、同年4月から20年8月までは44万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成10年11月及び同年12月並びに13年1月から同年12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、10年11月及び同年12月については、上記11年分の「所得税源泉徴収簿」において推認できる保険料控除額から判断すると、41万円と訂正することが妥当である。また、13年1月から同年12月までの期間については、12年分及び14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を

社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は50万9,000円、申立期間③は25万4,000円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は25万8,000円、申立期間⑥は25万4,000円、申立期間⑦は51万1,000円、申立期間⑧は52万1,000円及び申立期間⑨は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成10年11月から11年3月までは34万円、同年4月から12年12月までは36万円、13年1月から14年3月までは34万円、同年4月から15年12月までは36万円、16年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月から同年12月までは41万円、17年1月から同年12月までは38万円、18年1月から20年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④及び⑤に支給された賞与については、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は51万円、18年12月27日は51万1,000円、19年12月27日は52万1,000円及び20年8月31日は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成18年12月27日
④ 平成19年12月27日
⑤ 平成20年8月31日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑤までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成11年1月から12年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年1月から12年3月まで、同年10月から同年12月までの期間及び14年1月から15年3月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成11年1月から同年3月までは34万円、同年4月から12年3月までは36万円、同年10月から同年12月までは36万円、14年1月から14年3月までは34万円、同年4月から15年3月までは36万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成12年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料控除額により、36万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成10年11月及び同年12月並びに13年1月から同年12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、10年11月及び同年12月については、上記11年分の「所得税源泉徴収簿」において推認できる保険料控除額から判断すると、34万円と訂正することが妥当である。また、13年1月から同年12月までの期間については、12年分及び14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断す

ると、34万円に訂正することが妥当である。

一方、株式会社Aに係る法人登記簿謄本から、申立人は平成15年4月1日から同年6月30日までの期間、16年5月22日から17年6月30日までの期間及び19年5月1日から現在に至るまでの期間、代表取締役役に就任していたことが確認できるが、複数の同僚は、「申立人が平成15年当時株式会社Aの代表者であったが、実質はC科の専任講師であり、社会保険事務については元代表取締役が担当していた。」と回答しており、社会保険事務所の「実質的な代表者は元代表取締役であると判断する。」との見解及び当該社会保険事務所が保管している滞納処分関係書類に「保険料納付及び納付の折衝に元代表取締役及び元代表取締役の妻が出向いている。」との記載があることから、社会保険事務には関与していなかったことが判断される。

したがって、平成15年4月以降の期間の標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成15年4月から同年12月までは36万円、16年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月から同年12月までは41万円、17年1月から同年12月までは38万円、18年1月から20年8月までは36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④及び⑤については、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は51万円、申立期間③は51万1,000円、申立期間④は52万1,000円及び申立期間⑤は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成10年11月から12年3月までは30万円、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から16年8月までは34万円、同年9月から20年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は43万円、16年8月31日は21万5,000円、同年12月27日は21万1,000円、17年8月31日は21万8,000円、同年12月27日は21万5,000円、18年12月27日は43万3,000円、19年12月27日は44万3,000円及び20年8月31日は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日

- ⑥ 平成 17 年 12 月 27 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 27 日
- ⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成11年1月から12年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年1月から12年3月まで、同年10月から同年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、11年1月から12年3月までは30万円、同年10月から同年12月までは34万円、14年1月から16年8月までは34万円、同年9月から20年8月までは36万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成12年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料控除額により、32万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成10年11月及び同年12月並びに13年1月から12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、10年11月及び同年12月については、上記11年分の「所得税源泉徴収簿」において推認できる保険料控除額から判断すると、30万円と訂正することが妥当

である。また、13年1月から同年12月までの期間については、12年分及び14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は43万円、申立期間③は21万5,000円、申立期間④は21万1,000円、申立期間⑤は21万8,000円、申立期間⑥は21万5,000円、申立期間⑦は43万3,000円、申立期間⑧は44万3,000円及び申立期間⑨は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成10年11月から12年3月までは28万円、同年4月から同年12月までは30万円、13年1月から14年3月までは28万円、同年4月から18年8月までは30万円、同年9月から20年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は43万円、16年8月31日は21万5,000円、同年12月27日は21万1,000円、17年8月31日は21万8,000円、同年12月27日は21万5,000円、18年12月27日は43万3,000円、19年12月27日は44万3,000円及び20年8月31日は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日

- ⑥ 平成 17 年 12 月 27 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 27 日
- ⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成11年1月から12年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年1月から12年3月まで、同年10月から同年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、11年1月から12年3月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円、14年1月から同年3月までは28万円、同年4月から18年8月までは30万円、同年9月から20年8月までは32万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成12年4月から同年9月までの期間については、上記「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料控除額により、30万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成10年11月及び同年12月並びに13年1月から同年12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、10年11月及び同年12月については、上記11年分の「所得税源泉徴収簿」に

において推認できる保険料控除額から判断すると、28万円と訂正することが妥当である。また、13年1月から同年12月までの期間については、12年分及び14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は43万円、申立期間③は21万5,000円、申立期間④は21万1,000円、申立期間⑤は21万8,000円、申立期間⑥は21万5,000円、申立期間⑦は43万3,000円、申立期間⑧は44万3,000円及び申立期間⑨は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成10年11月から11年3月までは22万円、同年4月から12年12月までは24万円、13年1月から15年3月までは22万円、同年4月から16年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は36万9,000円、16年8月31日は18万4,000円、同年12月27日は18万2,000円、17年8月31日は18万8,000円、同年12月27日は18万5,000円、18年12月27日は37万4,000円、19年12月27日は38万4,000円及び20年8月31日は18万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日

- ⑥ 平成 17 年 12 月 27 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 27 日
- ⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成11年1月から12年12月までの期間及び14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成11年1月から同年3月までは22万円、同年4月から12年12月までは24万円、14年1月から15年3月までは22万円、同年4月から16年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成10年11月及び同年12月並びに13年1月から同年12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、10年11月及び同年12月については、上記11年分の「所得税源泉徴収簿」において推認できる保険料控除額から判断すると、22万円と訂正することが妥当である。また、13年1月から同年12月までの期間については、12年分及び14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は36万9,000円、申立期間③は18万4,000円、申立期間④は18万2,000円、申立期間⑤は18万8,000円、申立期間⑥は18万5,000円、申立期間⑦は37万4,000円、申立期間⑧は38万4,000円及び申立期間⑨は18万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成13年3月から同年12月までは22万円、14年1月から15年3月までは24万円、同年4月から16年3月までは26万円、同年4月から20年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は28万円、16年8月31日は15万円、同年12月27日は14万7,000円、17年8月31日は15万4,000円、同年12月27日は15万1,000円、18年12月27日は30万5,000円、19年12月27日は31万5,000円及び20年8月31日は15万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日

⑥ 平成 17 年 12 月 27 日

⑦ 平成 18 年 12 月 27 日

⑧ 平成 19 年 12 月 27 日

⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、14年1月から15年3月までは24万円、同年4月から16年3月までは26万円、同年4月から20年8月までは28万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成13年3月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる13年3月から同年12月までの期間の総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、同年3月から同年12月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を

社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は 28 万円、申立期間③は 15 万円、申立期間④は 14 万 7,000 円、申立期間⑤は 15 万 4,000 円、申立期間⑥は 15 万 1,000 円、申立期間⑦は 30 万 5,000 円、申立期間⑧は 31 万 5,000 円及び申立期間⑨は 15 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成13年4月から15年3月までは22万円、同年4月から16年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は28万円、16年8月31日は15万円、同年12月27日は14万7,000円、17年8月31日は15万4,000円、同年12月27日は15万1,000円、18年12月27日は30万5,000円、19年12月27日は31万5,000円及び20年8月31日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日
⑥ 平成17年12月27日

⑦ 平成 18 年 12 月 27 日

⑧ 平成 19 年 12 月 27 日

⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、14年1月から15年3月までは22万円、同年4月から16年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成13年4月から12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は 28 万円、申立期間③は 15 万円、申立期間④は 14 万 7,000 円、申立期間⑤は 15 万 4,000 円、申立期間⑥は 15 万 1,000 円、申立期間⑦は 30 万 5,000 円、申立期間⑧は 31 万 5,000 円及び申立期間⑨は 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成13年4月から15年3月までは22万円、同年4月から18年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は28万円、16年8月31日は15万円、同年12月27日は14万7,000円、17年8月31日は15万4,000円、同年12月27日は15万1,000円、18年12月27日は30万5,000円、19年12月27日は31万5,000円及び20年8月31日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日
⑥ 平成17年12月27日

⑦ 平成 18 年 12 月 27 日

⑧ 平成 19 年 12 月 27 日

⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①のうち、平成14年1月から20年8月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、14年1月から15年3月までは22万円、同年4月から18年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成13年4月から12月までの期間については、「所得税源泉徴収簿」は保管されておらず、総支給額及び保険料控除額を確認することはできないが、14年分の「所得税源泉徴収簿」及び「年末調整一覧表（13年分）」から確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれの合計額から判断すると、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は28万円、申立期間③は15万円、申立期間④は14万7,000円、申立期間⑤は15万4,000円、申立期間⑥は15万1,000円、申立期間⑦は30万5,000円、申立期間⑧は31万5,000円及び申立期間⑨は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成15年4月から18年3月までは22万円、同年4月から20年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成15年12月27日は20万円、16年8月31日は12万円、同年12月27日は11万8,000円、17年8月31日は12万9,000円、同年12月27日は12万7,000円、18年12月27日は26万5,000円、19年12月27日は27万5,000円及び20年8月31日は14万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から20年9月1日まで
② 平成15年12月27日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月31日
⑥ 平成17年12月27日

- ⑦ 平成 18 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 27 日
- ⑨ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成 15 年 4 月から 18 年 3 月までは 22 万円、同年 4 月から 20 年 8 月までは 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、株式会社Aの関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は 20 万円、申立期間③は 12

万円、申立期間④は11万8,000円、申立期間⑤は12万9,000円、申立期間⑥は12万7,000円、申立期間⑦は26万5,000円、申立期間⑧は27万5,000円及び申立期間⑨は14万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成16年3月から18年11月までは22万円、同年12月から20年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成16年8月31日は10万円、同年12月27日は9万8,000円、17年8月31日は11万9,000円、同年12月27日は11万7,000円、18年12月27日は24万6,000円、19年12月27日は25万6,000円及び20年8月31日は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月1日から20年9月1日まで
② 平成16年8月31日
③ 平成16年12月27日
④ 平成17年8月31日
⑤ 平成17年12月27日
⑥ 平成18年12月27日
⑦ 平成19年12月27日

⑧ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑧までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

株式会社Aの関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成 16 年 3 月から 18 年 11 月までは 22 万円、同年 12 月から 20 年 8 月までは 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、株式会社Aの関連会社である株式会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は 10 万円、申立期間③は 9 万 8,000 円、申立期間④は 11 万 9,000 円、申立期間⑤は 11 万 7,000 円、申立期間⑥は 24 万 6,000 円、申立期間⑦は 25 万 6,000 円及び申立期間⑧は

12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成17年8月31日は9万9,000円、同年12月27日は9万7,000円、18年12月27日は21万6,000円、19年12月27日は23万6,000円及び20年8月31日は11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から同年5月1日まで
② 平成17年5月1日から20年9月1日まで
③ 平成17年8月31日

- ④ 平成 17 年 12 月 27 日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 27 日
- ⑥ 平成 19 年 12 月 27 日
- ⑦ 平成 20 年 8 月 31 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の記録が空白となっており、申立期間②の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間③から⑦までの給与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、株式会社Aの関連会社である有限会社Bが提出した「所得税源泉徴収簿」から、申立人が平成17年4月から勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の入社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年4月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成17年5月から20年8月まで

は22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、株式会社A及び同社の関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間③は9万9,000円、申立期間④は9万7,000円、申立期間⑤は21万6,000円、申立期間⑥は23万6,000円及び申立期間⑦は11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を平成20年4月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成20年8月31日は9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月1日から同年9月1日まで
② 平成20年8月31日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②の賞与から控除されていた厚生年金保険料の記録が無い。それぞれ、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立期間①については、当初記録されていた標準報酬月

額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記「所得税源泉徴収簿」から確認できる総支給額から、平成20年4月から同年8月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤った提出をし、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②については、株式会社Aの関連会社である有限会社Bから提出のあった「所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、「所得税源泉徴収簿」から推認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社D営業所（後に、B株式会社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで
昭和43年7月1日にA株式会社に入社し、51年12月末に退職するまで、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金加入記録が抜けている。48年11月末までは同社のD営業所、同年12月からはE支店で勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の元同僚の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（A株式会社D営業所から同社E支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B健康保険組合に保管されているA株式会社E支店における被扶養者台帳に健康保険の資格取得日が昭和48年12月1日と記載されていること、及び当時、A株式会社E支店において、同社D営業所の担当者への厚生年金保険関係事務の連絡を行っていた事務担当者が、「同社D営業所において、昭和48年11月30日まで勤務されたということから、間違えて同日を資格喪失日として届け出たのだと思う。」と供述していることから、同社D営業所における資格喪失日を48年12月1日と

することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社D営業所における昭和48年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主は、不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和48年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から51年3月まで
昭和52年頃、婚姻を契機に妻が国民年金加入手続を行い、それまでの未納分を遡って納付してくれたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年頃に申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も遡って納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、同手帳記号番号の払出時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、所持する領収証書から、昭和50年4月から52年3月までについて国民年金保険料を過年度納付したことが確認できるものの、このうち、50年4月から51年3月までについては、保険料の納付日が53年9月4日であったことから、還付整理簿において、納付期限経過を還付事由として、当該期間の保険料は56年1月19日付けで還付決定されたことが確認でき、このことは当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳に「還付50.4～51.3まで13,200円」と記載されていることとも符合する。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間、56 年 6 月、同年 9 月及び 57 年 10 月並びに 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 6 月
③ 昭和 56 年 9 月
④ 昭和 57 年 10 月
⑤ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間①について、弟の国民年金保険料と一緒に、申立期間⑤について私たち夫婦と弟の 3 人分の保険料を A 市役所又は B 銀行 C 支店で納付しており、未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

また、国民年金保険料が申請免除となっている申立期間②、③及び④については、私たち夫婦と弟の 3 人分について追納の納付書を発行してもらい保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を申立人の弟の分と一緒に、申立期間⑤の保険料を申立人夫婦とその弟の 3 人分を市役所又は金融機関で納付し、保険料が申請免除となっている申立期間②、③及び④の保険料についても、申立人夫婦とその弟の 3 人分を追納により納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の国民年金保険料を納付した記

録は見当たらず、一緒に保険料を納付していたとする申立人の弟についても、申立期間の保険料は未納とされており、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立期間②、③及び④について、申立人は、申立期間を含む昭和56年4月から58年3月までの申請免除期間について国民年金保険料の追納申出を行ったことが、オンライン記録により確認できるものの、申立期間については、申立人夫婦及びその弟のいずれもオンライン記録において追納を行ったことが確認できない上、申立期間の保険料に係る追納の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

さらに、申立期間⑤について、申立期間前の昭和60年1月から61年3月までの申請免除期間については、申立人夫婦は国民年金保険料を追納しているが、申立人の弟は免除申請を行わず保険料を過年度納付及び現年度納付しており、申立期間後については、申立人の妻は平成元年3月以降5回に分けて保険料を過年度納付しているが、申立人及びその弟は現年度納付していることがオンライン記録で確認できることから、3人分を一緒に納付していたとする申立内容とは符合しない。

加えて、申立人の妻又は申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月、同年9月及び57年10月並びに61年4月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月
② 昭和56年9月
③ 昭和57年10月
④ 昭和61年4月から62年12月まで

私は、国民年金保険料が申請免除となっている申立期間①、②及び③について、私たち夫婦と弟の3人分について追納の納付書を発行してもらい保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

また、申立期間④について、私たち夫婦と弟の3人分の国民年金保険料をA市役所又はB銀行C支店で納付しており、未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人夫婦とその義弟の3人分一緒に、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を追納し、申立期間④について市役所又は金融機関で保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、申立人は、申立期間を含む昭和56年4月から58年3月までの申請免除期間について国民年金保険料の追納申出を行ったことが、オンライン記録により確認できるものの、申立期間については、申立人夫婦及びその義弟のいずれもオンライン記録において追納を行ったことが確認できない上、申立期間の保険料に係る追納の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)に

より納付記録として入力されることから、申立期間の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

また、申立期間④について、申立期間前の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの申請免除期間については、申立人夫婦は国民年金保険料を追納しているが、申立人の義弟は免除申請を行わず保険料を過年度納付及び現年度納付しており、申立期間後については、申立人は過年度納付しているが、申立人の夫及びその義弟は現年度納付していることがオンライン記録で確認できることから、3 人分を一緒に納付していたとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人又はその夫が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2268(事案 229 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年6月まで
申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みになっているのに、一緒に納付していた私の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立て(申立期間は昭和36年10月から43年3月まで)について、申立人の妻は、昭和55年6月11日に、申立期間を含む36年4月から38年6月までの国民年金保険料を、国民年金法改正法附則4条により特例納付していることが領収済通知書により確認できるが、申立人については、申立人の妻と同日に特例納付しているのは、36年4月から同年9月までであることが領収済通知書により確認でき、申立人の妻と一緒に保険料を納付していたとする主張と相違することなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その妻の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、一緒に納付していた申立人の保険料が未納となっていることには納得できないとして、申立期間を変更して再申立てしているが、前回の決定のとおり、申立人の妻は、昭和55年6月11日に申立期間を含めて2年3か月間の保険料を特例納付していることが領収済通知書により確認できるのに対し、申立人は、同日に36年4月から同年9月までの6か月についてのみ、

特例納付していることが領収済通知書により確認でき、このことは、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳に記載されている「附4条 55.6.11 36.4～36.9 まで」とも一致していることから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月から17年3月まで
婚姻前の平成17年3月か同年4月頃、それまでA市の自宅に送付されていた納付書の束を持参して、B社会保険事務所（当時）の窓口で時効前である申立期間の国民年金保険料として20万円から30万円を納付したはずであり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年3月か同年4月頃、B社会保険事務所の窓口で申立期間の国民年金保険料として20万円から30万円を、A市において発行された納付書により納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者資格は、申立人がC市に転居後の平成17年8月に、国民年金第3号被保険者資格取得届を提出したことにより取得したことがオンライン記録により確認できることから、申立期間は当該資格取得届が提出されるまで、国民年金に未加入の期間であり、申立期間に係る納付書は、A市において発行されなかったものと考えられる。

また、申立人には、平成17年11月に、申立期間の一部について国民年金保険料を納付することができる過年度納付書が発行されていることがオンライン記録により確認できるものの、当該期間に係る納付書はコンピュータにより作成され、保険料収納時に光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力され、収納後は人手を介さずにオンラインシステムに収録されることから、保険料納付記録の全てが漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 24 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 48 年 3 月 22 日から同年 8 月 31 日まで、A 県 B 局に勤務していた。
年金記録では昭和 48 年 5 月 24 日に資格喪失しているが、同年 8 月 31 日まで厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社 D 支店及び E 株式会社 B 局長からの回答及び上記 B 局が保管する申立人の人事記録から、申立人は、申立期間において B 局で勤務していたことが確認できる。

一方、上記の人事記録には、申立人は、昭和 48 年 5 月 24 日に任用、同年 8 月 31 日に辞職との記載がある上、E 組合共済センターに照会したところ、申立人は、申立期間において同共済組合の組合員であった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月2日から60年2月1日まで
私は、申立期間において、一貫して株式会社A（現在は、株式会社B）関係の事業所に継続して勤務していた。厚生年金保険の加入記録に4か月空白期間があることに納得がいかないので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの保管する台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてC株式会社（現在は、D株式会社）に勤務していたことが確認できる。

しかし、D株式会社は、当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年2月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立期間当時のC株式会社には、株式会社Aの在籍出向社員が混在して勤務していたことを、複数の同僚が供述しているが、株式会社B人事部に照会したところ、「当時のC株式会社は、在籍出向社員を除くと、申立人と同様に株式会社Aを退職後に雇用した者のみであり、申立期間において5人未満の事業所であったため、厚生年金保険法の適用事業所とな

っていないかった。」と回答している。

加えて、オンライン記録及び上記事業所別被保険者名簿により、申立人がC株式会社に雇用された昭和59年10月の時点において、株式会社Aを退職後に雇用された者は4人であることが確認でき、この4人はいずれも申立人と同様、60年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2428 (事案 71 及び 2105 の再々申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 22 日から 54 年 5 月 6 日まで
私は、A 株式会社にて昭和 51 年 10 月 21 日まで勤務し、親会社の B 株式会社にて勤務し、54 年 5 月まで勤務したが、厚生年金保険の記録を見ると、51 年 10 月から 54 年 5 月までの記録が無いので、同僚の 5 人あてに再度文書照会により調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が現存せず、B 株式会社が入社していた厚生年金基金においても申立期間に入社していた記録は確認できないこと、及び社会保険事務所(当時)が保管する被保険者名簿においても申立期間に申立人の氏名が見当たらないことから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出が行われたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 11 日及び 22 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料の提出は無いが、B 株式会社にて昭和 51 年 10 月 22 日から 54 年 5 月 6 日まで勤務していたことについて同僚 5 人の供述が得られるので文書により照会してほしいとして再度申し立てている。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて、申立人が要望し

ている同僚5人に文書照会したところ、A株式会社に勤務していた元同僚4人は申立期間より以前に退職しており、そのうち3人は、「申立人が申立期間当時、転勤によりB株式会社に異動したと父親又は友人等に聞いた。」と回答しているものの、残りの1人は「退職後のことであり全く分からない。」と回答している。

また、5人のうち、B株式会社に勤務していた残り1人は、「申立人が昭和51年ごろにA株式会社からB株式会社に異動したことは記憶にあるが、申立人が何時辞めたかは分からない。」と回答しているため、申立人の申立期間におけるB株式会社の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、B株式会社に申立期間当時勤務していた上記以外の元同僚に文書照会したところ、「申立人がB株式会社に戻って来たことは記憶しておらず、申立期間当時のC課長は別の人であり申立人がC課長をしていた覚えが無い。」と回答している上、他の複数の元同僚も、申立人が申立期間の一部に勤務していたことを供述する同僚はいるものの、申立期間における申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は昭和51年4月30日付けでA株式会社の取締役を辞任していることが法人登記簿により確認でき、「交代の取締役はB株式会社から異動してきた。取締役辞任後もA株式会社に残った記憶はない。」と述べているが、A株式会社の厚生年金保険の加入記録は同年10月21日付けで資格喪失している。一方、後任者は同年4月30日にA株式会社で取締役に就任しているものの、申立期間においてB株式会社における厚生年金保険の加入記録があることから、交代後の同年5月1日から同年10月21日までの期間は、A株式会社からの出向でB株式会社に勤務していた可能性がある。

また、申立人は、B株式会社を退職後は個人で事業経営を行っていたと供述しているが、申立人は昭和52年2月に金融機関から事業用資金を借入れていることが不動産登記簿により確認できることから、申立人が申立期間当時から事業経営を行っていたことがうかがえ、申立期間にB株式会社に勤務していたとする主張と合致しない。

そのほかに、委員会の当初及び前回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 6 月 21 日まで

昭和 53 年 12 月 1 日に A 株式会社から株式会社 B に転職する際、従前の給料より多く支払うとの約束があった。申立期間①の報酬月額は約 30 万円、申立期間②は約 32 万円、申立期間③は約 34 万円であった。年金事務所からのお知らせ便を見て、標準報酬月額の金額がおかしいと思った。受け取っていた給料の半額しか記録されていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は株式会社 B に転職したときの給与の条件が月額 30 万円だったことを明確に覚えていることから、標準報酬月額は 30 万円以上であったと主張している。

しかし、株式会社 B は「申立期間当時の社長は亡くなっており、当時の賃金台帳等は保存されていないため、保険料の控除について確認することができず、不明である。」と回答している上、申立人は給与明細書等を保有しておらず、事業主から届け出られた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認する

ことができない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額及び当該事業所の委託先社会保険労務士が保管している厚生年金保険の標準報酬決定通知書に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③における当該事業所の役員及び申立人と同じ現場監督に就いていた同僚の標準報酬月額を確認したところ、いずれも申立人のオンライン記録と同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚等の取扱いと異なり低額であるという状況はうかがえない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から 24 年 12 月 31 日まで
申立期間に A 市 B 町にあった C 病院（後に「D 病院」に名称変更）に看護婦として勤務していた。厚生年金保険被保険者であったと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 病院に昭和 18 年から 24 年まで看護婦として勤務したと主張している。

しかし、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主は既に亡くなっている上、当該事業所に勤務していた事業主の妻に照会しても申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間については、女性従業員に係る厚生年金保険の運用開始は同年 10 月 1 日であることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

さらに、オンライン記録において、D 病院が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は昭和 29 年 2 月 1 日であり、申立期間において同病院が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚 2 人の名前を挙げているが、当該

事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚2人の名前は記載されていないことが確認できる上、厚生年金保険新規適用時に被保険者となっている複数の従業員は、申立人を記憶していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
昭和 43 年 8 月 20 日から継続して株式会社Aに勤務しているが、43 年 11 月 1 日から 44 年 10 月 1 日の間、社会保険庁（当時）に記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務し厚生年金保険の被保険者であったと申立てている。

しかしながら、株式会社Aの当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社で勤務していた同僚6人に照会したところ、1人の同僚は、「申立人は、申立期間において継続して勤務していた。」と回答しているものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の加入記録は、昭和 43 年 8 月 20 日に資格を取得し、43 年 10 月 31 日に離職後、44 年 10 月 1 日に再度資格を取得しており、厚生年金保険の加入期間と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和43年11月1日に資格喪失した際、健康保険証を社会保険事務所へ返納していることが確認できる上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間前後の健康保険の整理番号は*番と*番と異なっていることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から平成 11 年 7 月 31 日まで
年金を請求するために探し物をしていたら、当時の雇用保険被保険者離職証明書が出てきた。年金記録の当時の標準報酬月額と離職証明書に記載されている支給額を比べると、標準報酬月額が低いので調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに係るオンライン記録の標準報酬月額が、同社を退職した時の雇用保険被保険者離職証明書に記載されている賃金額より低いとして申し立てている。

そこで、有限会社Aの事業主が保管している賃金台帳を確認したところ、平成 6 年 8 月から 8 年 12 月までの期間については申立人に 18 万円の給与が支給され、9 年 1 月から 11 年 6 月までの期間については申立人に 15 万円の給与が支給されており、社会保険料等の控除後の差引支給額は給与支給額と同額になっており、申立人の受領印が押されている。

これについて、当該事業主は、「申立人の給与から保険料を控除しておらず、申立人が負担すべき社会保険料、雇用保険料及び所得税を当社が全額負担していた。」と供述していることから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことがうかがえる。

また、当該事業主は、保険料の納付についても、「オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付した。」と回答していることから、当該事業所が負担していた申立人の厚生年金保険料額は、申立期間については、オンライン記録どおりの標準報酬月額 15 万円に相当する保険料額であったと推認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。